平成２１年（フ）第３２１号
青森県八戸市南類家３丁目３番20号
債務者　百鳥美恵子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字城ノ下２番地１
債務者　櫛引小百合
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
青森県八戸市大字鍛冶町37番地　佐々木アパート１号
債務者　大浦　利光
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１４３３号
宮城県多賀城市笠神１丁目12番58号
債務者　文屋ひろ子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７９号
仙台市太白区鹿野２丁目15番21号
債務者　伊藤　敬一
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１０号
仙台市青葉区川平３丁目８番22号　スティッチハイムⅡ―101
債務者　岩崎奈津子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２４号
宮城県亘理郡亘理町吉田字中原55番地109
債務者　大場　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７４号
仙台市宮城野区蒲生字町80番地の１
債務者　後藤たみ子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
福島市笹木野字立田16番地の21
債務者　尾股　敬介
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３５８号
水戸市中央１丁目５番18―301号　ビラージュブルースカイ、旧住所茨城県鉾田市勝下398番地
債務者　日向寺広美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２９４号
千葉市稲毛区小仲台６丁目18番１―506号
債務者　高木由美子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２６号
岐阜県羽島市正木町曲利64番地
債務者　長谷のり子（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７７３号
岐阜県羽島市正木町須賀小松489番地雇用促進住宅羽島宿舎２号棟209号室
債務者　服部　先子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３２５号
名古屋市中川区開平町１丁目13番地
債務者　木戸　秀夫
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３５号
愛知県安城市藤井町西山121番地５
債務者　加藤　安信
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７６７号
兵庫県加古川市平岡町一色75番地柴荘２―１号
債務者　稲　千恵子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８００号
兵庫県加古川市加古川町木村697番地の１木村ハイツＡ号、従前の住所兵庫県加古川市別府町中島町44番地の４
債務者　中谷　良平
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部